

別記  
第1号様式(第14条関係)

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛先) 京 都 府 知 事	平成24年7月26日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 亀岡市安町野々神8番地	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 亀岡市役所

環境マネジメントシステムの名称	亀岡市役所温暖化対策環境マネジメントシステム(独自のシステム)
適用範囲	本市の事務・事業に携わる職員及び常駐の委託業者(市立病院を除く)
導入年月日	平成24年7月
認証番号	
基本方針	亀岡市役所では、事務・事業における環境への影響に配慮し、自然と共生した持続可能な社会の実現のため、環境にやさしい取り組みを定め、地球温暖化対策を推進します。
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標(以下「目標」という。)	平成21年度を基準として平成27年度までに市の事務・事業における温室効果ガス排出量を9%削減する。
目標を達成するための取組の内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・市の事務・事業におけるエネルギー使用量の削減</li><li>・省エネルギー・新エネルギー設備の導入</li><li>・エコドライブの実施</li><li>・ごみの排出量の削減</li></ul>
目標を達成するための取組の進捗状況	計画どおりに取り組むことができています。
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	平成23年度の温室効果ガス排出量は、平成21年度で△7.5%となり、計画どおりに取り組むことができています。
事業活動に係る法令の遵守の状況	関連法規については遵守されており、これまで違反及び行政当局からの指摘はなかった。
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	評価・見直しの必要性については、原則として1年に1回検討している。 平成23年度に環境マネジメントシステムを大きく見直し、平成24年度から地球温暖化対策に重点をおいた「亀岡市役所温暖化対策環境マネジメントシステム」を運用している。

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムについて第三者の認証を受けている場合にのみ記入してください。